

様式12

令和 8年7月29日

茨城県知事 大井川 和彦 殿



茨城県水戸市百合が丘町8-8
医療法人 たむら小児科クリニック
理事長 田村 和喜
電話029(240)0502

決 算 届

令和 7年 6月 1日から令和 8年 5月 31日までの決算を終了したので、医療
法第52条第1項の規定により届出します。

【添付書類】

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事監査報告書



事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 8 年 5 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 たむら小児科クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地

茨城県水戸市百合が丘町 8 - 8

茨城県水戸市見川 2 丁目 1 0 8 番地 26・アーバンテラス一周館 A 棟 2 階の 201-1 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 1 8 年 2 月 2 0 日

(4) 設立登記年月日 平成 1 8 年 3 月 1 0 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	田村 和喜	たむら小児科クリニック管理者
理 事	田村 京子	TOMOこどもクリニック管理者
同		
同		
監 事		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

〔別 紙〕

様式 1

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	たむら小児科クリニック	0810114223	水戸市百合が丘町8-8	0床
診療所	TOMOこどもクリニック	0810114918	水戸市見川2丁目108 番地26・アーバンテラス一周館A 棟2階の201-1号	0床

- 注） 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- 注） 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年7月18日	令和6年度決算の決定
〃	令和7年度の借入金額の最高限度額の決定
〃	令和7年度の理事報酬の限度額の決定

様式 2

医療法人 たむら小児科クリニック
茨城県水戸市百合が丘町 8 - 8

※医療法人整理番号

		2	9	4
--	--	---	---	---

財 産 目 録
(令和 8年 5月 31日現在)

1. 資 産 額	45,682 千円
2. 負 債 額	25,871 千円
3. 純 資 産 額	19,811 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	27,740
B 固 定 資 産	17,942
C 資 産 合 計 (A + B)	45,682
D 負 債 合 計	25,871
E 純 資 産 (C - D)	19,811

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

医療法人 たむら小児科クリニック
茨城県水戸市百合が丘町8-8

※医療法人整理番号			2	9	4
-----------	--	--	---	---	---

貸 借 対 照 表
(令和 8年 5月 31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	27,740	I 流 動 負 債	13,474
II 固 定 資 産	17,942	II 固 定 負 債	12,397
1 有 形 固 定 資 産	16,894	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	26	負 債 合 計	25,871
3 そ の 他 の 資 産	1,022	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出 資 金	13,500
		II 積 立 金	6,311
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	19,811
資 産 合 計	45,682	負債・純資産合計	45,682

医療法人 たむら小児科クリニック
茨城県水戸市百合が丘町8-8

※医療法人整理番号 2 9 4

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 6月 1日 至 令和 8年 5月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	122,416
2 事業費用	145,928
本来業務事業損失	23,510
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	23,510
II 事業外収益	392
III 事業外費用	191
経常損失	23,309
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	23,309
法人税等	214
当期純損失	23,523

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

法人名 医療法人 たむら小児科クリニック
所在地 茨城県水戸市百合が丘町 8－8

※医療法人整理番号			
		2	9 4

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)
該当なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)
該当なし

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 たむら小児科クリニック
理事長 田村 和喜殿

私は、医療法人たむら小児科クリニックの令和 7 年度（令和 7 年 6 月 1 日から 令和 8 年 5 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 7 月 7 日

医療法人 たむら小児科クリニック
監事